

資料編

資料編

1 計画策定に至るまでの主な経緯

| 日 時 | 内 容 |
|------------------------------|--|
| 平成 20 年 2 月 29 日 | 平成 19 年度第 2 回貝塚市介護保険事業計画等推進委員会 (出席委員 16 名) ・老人保健福祉計画の進捗状況について ・介護保険事業計画の進捗状況について ・事業計画等策定部会の設置について |
| 平成 20 年 6 月 20 日 | 第 1 回事業計画等策定部会(出席委員 8 名) ・貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・今後のスケジュールについて |
| 平成 20 年 7 月 1 日 ～7 月 17 日 | 「高齢者福祉の利用意向及び健康意識調査」の実施 「介護保険サービス利用意向・状況調査」の実施 |
| 平成 20 年 8 月 22 日 | 第 2 回事業計画等策定部会(出席委員 8 名) ・アンケート調査の結果について ・事業計画にかかる人口推計について ・介護療養病床転換における貝塚市被保険者数の動向 |
| 平成 20 年 10 月 16 日 | 第 3 回事業計画等策定部会(出席委員 8 名) ・介護サービス見込量及び保険料推計について |
| 平成 20 年 10 月 24 日 | 平成 20 年度第 1 回貝塚市介護保険事業計画等推進委員会 (出席委員 17 名) ・老人保健福祉計画の進捗状況について ・介護保険事業計画の進捗状況について ・次期事業計画について |
| 平成 20 年 12 月 19 日 | 第 4 回事業計画等策定部会(出席委員 8 名) ・貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案 について |
| 平成 21 年 1 月 22 日 | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る大阪府との事前協 議 |
| 平成 21 年 1 月 23 日 | 第 5 回事業計画等策定部会(出席委員 7 名) ・貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案 について ・パブリックコメントの実施について |

| 日 時 | 内 容 |
|------------------------------|--|
| 平成 21 年 2 月 2 日 ～2 月 23 日 | 貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対するパブリックコメントの実施 |
| 平成 21 年 3 月 10 日 | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る大阪府との法定協議 |
| 平成 21 年 3 月 23 日 | 平成 20 年度第 2 回貝塚市介護保険事業計画等推進委員会 (出席委員 17 名) ・事業計画等策定部会の報告 ・貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2009) (最終案) |
| 平成 21 年 3 月 26 日 | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画法定協議に係る大阪府の意見書受理 (大阪府より) |

2 貝塚市介護保険事業計画等推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 市の老人保健福祉事業及び介護保険事業の円滑で適正な実施を図り、もって市民福祉の向上に資するため、貝塚市介護保険事業計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 老人保健福祉事業及び介護保険事業に関する事項
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する老人福祉計画及び老人保健計画並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意

見又は説明を聞き、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課が健康福祉部健康推進課と共同して処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会に諮り、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年12月22日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

2 平成15年3月31日以前に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(会議の招集の経過措置)

3 この要綱の施行日以後、最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

貝塚市介護保険事業計画等推進委員会を構成する者

（順不同）

| 区 分 | 団体・機関名等 | 人数 |
|-------------|-------------------|----|
| 住民・被保険者（8名） | 貝塚市町会連合会代表 | 1名 |
| | 貝塚市民生委員・児童委員協議会代表 | 1名 |
| | 貝塚市社会福祉協議会代表 | 1名 |
| | 貝塚市婦人連絡協議会代表 | 1名 |
| | 貝塚市老人クラブ連合会代表 | 1名 |
| | 貝塚市障害者児団体連絡会代表 | 1名 |
| | 貝塚市社協ボランティア連絡会代表 | 1名 |
| | 貝塚市シルバー人材センター代表 | 1名 |
| 商工団体（1名） | 貝塚商工会議所代表 | 1名 |
| 学識経験者（2名） | 学識経験者 | 2名 |
| 医療関係者（3名） | 貝塚市医師会代表 | 1名 |
| | 貝塚市歯科医師会代表 | 1名 |
| | 貝塚市薬剤師会代表 | 1名 |
| 福祉関係者（5名） | 老人福祉施設代表 | 5名 |
| 市の執行機関（2名） | 担当副市長 | 1名 |
| | 健康福祉部長 | 1名 |

3 貝塚市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿

| 区分 | 所属機関等名 | 機関役職名等 | 氏名 |
|------------|-----------------|--------|---------|
| 住民・被保険者 | 貝塚市町会連合会 | 会長 | 山裾 義一 |
| | 貝塚市民生委員・児童委員協議会 | 会長 | ○寿賀 信正 |
| | 貝塚市社会福祉協議会 | 会長 | 上水流 義成 |
| | 貝塚市老人クラブ連合会 | 会長 | 塔筋 育雄 |
| | 貝塚市障害者児団体連絡会 | 代表 | 藤原 千里 |
| | 貝塚市社協ボランティア連絡会 | 代表 | 西 絹子 |
| | 貝塚市シルバー人材センター | 副理事長 | 松下 和夫 |
| 団 商 体 工 | 貝塚商工会議所 | 専務理事 | 南村 明男 |
| 学識 経験者 | 学識経験者 | 大学教授 | ◎大塚 保信 |
| | 学識経験者 | 福祉専門職 | 浅野 壽一 |
| 医療関係者 | 貝塚市医師会 | 会長 | 田村 善貞 |
| | 貝塚市歯科医師会 | 理事 | 寺坂 芳朗 |
| | 貝塚市薬剤師会 | 副会長 | 岡橋 秀臣 |
| 福祉関係者 | 貝塚養護老人ホーム | 施設長 | 三宅 博道 |
| | 特別養護老人ホーム貝塚誠心園 | 施設長 | 窪堀 明 |
| | 特別養護老人ホーム水間ヶ丘 | 施設長 | 坂ノ上 五十鈴 |
| | ケアハウス りぶりー | 施設長 | 石田 徹哉 |
| | ケアハウス ふれあい二色ノ浜 | 施設長 | 延生 恭子 |
| 市の 執行機関 | 貝塚市 | 副市長 | 山中 義仁 |
| | 貝塚市 | 健康福祉部長 | 南 修作 |

◎は会長、○は副会長

4 事業計画等策定部会委員名簿

| 区分 | 所属機関等名 | 機関役職名等 | 氏名 |
|-------------|-----------------|--------|--------|
| 住民・ 被保険者 | 貝塚市民生委員・児童委員協議会 | 会長 | ◎伊賀 信正 |
| | 貝塚市社会福祉協議会 | 会長 | 上水流 義成 |
| | 貝塚市老人クラブ連合会 | 会長 | 塔筋 育雄 |
| | 貝塚市障害者児団体連絡会 | 代表 | 藤原 千里 |
| 学識経験者 | 学識経験者 | 福祉専門職 | 浅野 壽一 |
| 医療関係者 | 貝塚市医師会 | 会長 | 田村 善貞 |
| 福祉関係者 | 特別養護老人ホーム貝塚誠心園 | 施設長 | 窪堀 明 |
| | ケアハウス りぶりー | 施設長 | 石田 徹哉 |
| 市の執行機関 | 貝塚市 | 健康福祉部長 | 南 修作 |

◎は部会長

5 用語解説

【あ行】

■医療療養病床

一般病床等での急性期の治療を終えた後の「療養」を目的とする施設（ベッド）。「医療保険」での対応。

■インターネット

個々のコンピュータ相互間を電話回線などで接続(ネットワーク)することにより、文字、音声や画像、動画などの情報の収集、発信、交換などが自由に行えるコンピュータ・ネットワークの集合体のこと。

■NPO (Non-Profit Organization)

民間の非営利組織のことで、ボランティア活動などを行う民間の営利を目的としない団体で、財団法人や社会福祉法人、生協なども含まれる。

【か行】

■介護認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関で、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成される。

■介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つの施設の総称。

■介護療養病床（介護療養型医療施設）

主として積極的な「治療」が終了し、リハビリなどの在宅へ向けての療養を担うための施設。「介護保険」での対応。

■ケアプラン

介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、担当者などを定めた計画のこと。

■ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

平成 12(2000)年 4 月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う者。

■ケーブルテレビ

アンテナを用いずに、画像を同軸ケーブル、光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線テレビのこと。

■健康かいつか 21

平成 15(2003)年 3 月に策定された 10 年間の行動計画。乳幼児から高齢者まで生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れる地域づくりに取り組んでいる。

■健康寿命

心身共に健康で過ごせる人生の長さで、平均寿命から病気やけが等の期間を差し引いて算出する。

■高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成 18(2006)年 12 月に施行。「バリアフリー新法」ともいう。施設のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目的とする。

■高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の適切な医療の確保を図るため、医療費適正化推進計画、保険者による健康診査、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者医療制度の創設などについて定めた法律。昭和 58(1983)年に施行された老人保健法の趣旨を踏襲しつつ発展させることを目的として、平成 18(2006)年の医療制度改革のなかで全面的な改正が行われ、平成 20(2008)年改正法の施行により法律名も現在に改称された。この法律により 75 歳以上（一定の障害のある人は 65 歳以上）の人を被保険者とする後期高齢者医療制度が新設された。

■国保連合会

国民健康保険団体連合会の略。国民健康保険の診療報酬明細書の審査と診療報酬の支払いが主な業務。介護報酬の支払いや審査機能のほか、サービスに関する苦情処理やサービスの質の向上に関する調査、指定サービス事業者及び施設に対する指導・助言などの役割が与えられている。

■国立社会保障・人口問題研究所

日本の将来人口推計や年金、医療、介護、保育など社会保障の各分野について分析を行っている国立の政策研究機関。

■コスモス市民講座

貝塚市では、生涯学習推進の一環として「市民と行政がともに創るまちづくり」を目標に開設している。

この講座は、市民が主催者となり市職員をリポーターとして派遣する出前講座で 10 人以上集まれば開催できる。

■個室ユニットケア

10 人程度の少人数の入居者が交流し、共同で生活する共同生活室によって一体的に構成される場（ユニット）を形成し、個室とリビングという在宅に近い居住環境の中で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿いつつ、他の利用者との人間関係を築きながら日常生活を過ごすことができるようにケアすること。

■コミュニティ

共同体、共同生活体のこと。地域社会そのものをさすこともある。

【さ行】

■作業療法士

身体又は精神に障害のある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

■事業者連絡会

介護保険事業の適切な運営と介護サービスの質的向上を図るために設置されたもので、貝塚市内の事業所が保険者（貝塚市）と連携しながら相互に協議、調整、情報交換及び研修等を実施している。

■参酌標準

市町村介護保険事業計画において、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量を定めるに当たって、国が示した標準とすべき整備率。

■社会福祉協議会

社会福祉法にもとづき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

■社会福祉士

昭和 62 (1987) 年 5 月に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格。その仕事は、専門的知識及び技術をもって、身体

上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことをいう。

■小地域ネットワーク

社会福祉協議会が中心となって形成してきた、小学校区を単位としたコミュニティ活動の核となるネットワークのこと。

■ショートステイ

多くの場合、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に併設されている短期入所用のベッドに短期間入所・入院して、必要な介護や看護を受けたり、機能訓練を行ったりすること。福祉施設で行うものを「短期入所生活介護」、医療施設で行うものを「短期入所療養介護」という。

■シルバー人材センター

地域社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。

■生活機能評価

介護予防事業の対象者（特定高齢者）を把握するために、65歳以上のかた（要支援・要介護認定者を除く）に対して実施するもので、日常生活を送る機能の低下を確認する。

内容は、生活機能評価アンケートと医療機関による健康診査など。

■生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などによる生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）などが代表的な生活習慣病である。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

■セーフティネット

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味する。

【た行】

■第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者のサービス利用は、要介護状態になる可能性の高い特定の疾病により要介護認定を受けた場合に限定される。

■団塊の世代

昭和22(1947)年から昭和24(1949)年までに生まれた世代。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

■地域ケア

保健・医療・福祉などの関係機関や民生委員、住民組織などが密接な連携を保ち、援助を必要としている人が、いつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域全体で見守り、支援していくこと。また、その体制を地域ケア体制、もしくは地域支援体制という。

■超高齢社会

高齢者(65歳以上)の割合が21%を超える社会のこと。7%を超える社会は「高齢化社会」、14%を超える社会は「高齢社会」という。

■特定高齢者

「生活機能が低下している要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者(虚弱高齢者)」のこと。

【な行】

■認定調査(員)

要介護認定または要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が行う認定に必要な調査。また、認定調査員は要介護認定または要支援認定を受けようとする被保険者を訪問し、その心身の状況、その置かれている環境等について調査する人。

■認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

■ネットワーク

ある単位と単位をつなぐ網状組織。特に情報の交換などを行うグループ。

【は行】

■パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続きのこと。

■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去。また、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をしようという考え方。

■福祉避難所

要援護高齢者や障害者が必要な生活支援を受けることが可能な二次的避難施設をいう。

■福祉用具

高齢者や障害者の自立に役立ち、介護するかたの負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器など。

■ホームヘルパー

福祉の援助を必要とする高齢者や障害者のもとに派遣され、家事・介護を行う人のことで、訪問介護員とも言う。

■ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて 人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

誰もが利用しやすいように製品、建物、環境などを設計、デザインすること。最初から利用しやすくすれば、バリアもないため、バリアフリーより広い概念としてとらえられる。（万人向け設計）

■要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する。

■要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

■要支援状態

要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上若しくは精神上の障害があるために、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて要介護状態区分（要支援1・2）のいずれかに該当するもの。

【ら行】

■ライフスタイル

衣食住、交際、娯楽等の生活の様式及び生活の行動や様式を形づくる考え方や習慣。

■理学療法士

身体に障害がある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

■リハビリテーション

障害者や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。

【わ行】

■WAM-NET（ワムネット）

福祉保健医療関連の情報の適切な開示・共有を目的として構築された、総合的な情報ネットワークシステム。インターネットにて閲覧が可能。

貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2009）

平成 21 年 3 月

発行 貝塚市

〒597-8585

大阪府貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号

電話 072-423-2151（代表）

編集 貝塚市 健康福祉部